

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり  
公告します。

平成28年2月1日

京都市長 門川 大作

## 1 競争入札に付する事項

本件は、地域維持型建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工  
方式の事後確認型総合評価一般競争入札の試行実施であり、下記の工事について、契約  
しようとするものである。

### (1) 工事名称

（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託（北部土木事務所）

### (2) 工事場所

北部土木事務所管内

### (3) 工事概要

舗装打換え工，埋戻し工，オーバーレイ工，舗装版切断工，インターロッキングブ  
ロック工，切削工，街渠板工，L型街渠工，歩車道境界工，地先境界ブロック工，  
薄層カラー舗装工，雨水柵工，街渠柵工，特殊ブロック工，L型街渠現場打工，現  
場打側溝蓋工，植樹柵工，板石補修工，カラー路面標示工，区画線工，区画線消去  
工，崩土撤去工，大型土のう工，土のう工，夜間休日応急処理業務，交通誘導員一  
式

### (4) 工種，予定数量及び予定単価

工種，予定数量及び予定単価一覧表（別表）に記載のとおり。

なお，この契約は単価契約であり，予定数量はあくまで予定であって，本件契約に  
係る実際の施工数量と一致するものではない。

### (5) 工期

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

### (6) 支払条件

単価契約は，月毎の出来高払とする。

緊急工事は，完成払とする。

### (7) 本件工事は，共同企業体による共同施工方式とする。

## 2 本件入札に関する問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局財政部契約課工事契約担当

(電話075-222-3313)

## 3 入札参加資格に関する事項

共同企業体として、次に掲げる条件を全て満たしていること。

### (1) 構成員の資格要件

本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、現に京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者であって、申請書を提出した日（キ及びクにあつては、公告の日から開札の日までの間）において次に掲げる全ての条件を満たす者。

ア 代表者となる構成員は、建設業法に基づく「土木工事業」の許可を受けていること。

なお、構成員全員が上記の資格を有している場合は、構成員において決定された者を代表者とする。

イ 構成員の一者は、京都市内に本店を有し、直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なもの。以下同じ）における「土木一式」の総合評定値が850点以上であり、かつ「土木一式」の完成工事高（2年平均又は3年平均）が1億円以上の実績があること。

ウ イ以外の構成員は、京都市内に本店を有し、直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「ほ装」の総合評定値が800点以上であり、かつ「ほ装」の完成工事高（2年平均又は3年平均）が1億円以上の実績があること。

エ 全ての構成員に、当該工事種目に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、建設業法に基づき、これらの技術者を配置することができること。

ただし、土木工事業の許可を有する構成員が当該工事種目に係る監理技術者又は主任技術者を配置する場合は、他の構成員の技術者の配置を要しないものとする。

当該技術者については、常勤の自社社員であり、かつ開札日において引続き3箇月以上の雇用関係があること。

また、土木工事業の許可を有する構成員は、当該技術者のいずれかが、契約工期において専任で、本契約に係る現場を統括できること。

なお、専任で本契約に従事する当該技術者は、随時変更することができるものとする。

オ 構成員は、4(2)の入札に係る2以上の共同企業体の構成員になることはできない。

カ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の全てに加入していること。ただし、法令の規定により適用を除外されている場合はこの限りでない。

キ 要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

ク 契約課が実施した当該種目における一般競争入札（共同企業体による入札及び本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む。）に応札し、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されていないこと。

また、契約課が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札（共同企業体による入札及び本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む。）において、低入札価格調査の対象となる応札を行っていないこと。

ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届を提出した場合又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

ケ 本件入札に参加しようとする共同企業体の構成員と本件入札に参加しようとする別の共同企業体の構成員との関係が次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの二者しか本件入札に参加できない。

#### (ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

(2) 結成方法

2者による自主結成とする。

(3) 出資比率

構成員の出資割合の下限は、25パーセントとする。ただし、工事内容の規模、又は性質の変更その他特段の事情に基づき各構成員の出資の割合を変更する合理的な必要性がある場合には、他の構成員及び本市の承認により出資の割合を変更することができるものとする。

(4) その他

ア 共同企業体の使用印鑑は、代表者である構成員が本市へ使用印鑑として届け出ているものを使用すること。

イ 共同企業体の事務所の所在地は、代表者である構成員の所在地とすること。

ウ 共同企業体の成立日は、地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書の提出日以前の日とすること。

4 入札方法等

(1) 本件入札は、総合評価方式（簡易型）により行う。その概要は5において示す。

なお、詳細については、当該工事に係る「（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）において示す。

(2) 本市が発注する下記の入札案件において、同時に複数の案件に参加申請を行うことができるものとする。

ただし、開札は落札者決定基準による順番で行うこととし、落札者となった者は、

以降の入札を無効とする。

- ・ (単価契約) 公共土木施設補修等工事及び業務委託 (北部土木事務所)
- ・ (単価契約) 公共土木施設補修等工事及び業務委託 (左京土木事務所)
- ・ (単価契約) 公共土木施設補修等工事及び業務委託 (東部土木事務所)
- ・ (単価契約) 公共土木施設補修等工事及び業務委託 (南部土木事務所)
- ・ (単価契約) 公共土木施設補修等工事及び業務委託 (西部土木事務所)
- ・ (単価契約) 公共土木施設補修等工事及び業務委託 (京北・左京山間部土木事務所)
- ・ (単価契約) 公共土木施設補修等工事及び業務委託 (西京土木事務所)
- ・ (単価契約) 公共土木施設補修等工事及び業務委託 (伏見土木事務所) (2件一括)

(3) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

なお、共同企業体の代表者となる構成員のカードで行うこと。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード(本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。)を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法(以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。)

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード(規則第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。)の交付を受けている者が、契約課に設置する入札端末機(規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。)を使用することにより入札データを送信する方法(以下この方法により入札するものを「端末機利用者」という。)

なお、端末機利用者が入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間終了の1時間前までに入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていないなければならない。

(4) 本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午

後5時までには、次のア又はイの方法により、当該工事に係る設計図書及び総合評価に係る落札者決定基準を入手し、積算のうえ、(9)に記載する入札期間に入札を行うこと。

ア インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等をダウンロードして入手する（この場合、設計図書等を入手しようとする日までに、京都市電子入札システムへの登録を行っていないなければならない。）。

なお、インターネット利用者であっても設計図書等を購入することができるものとするが、この場合、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して複写承認書を入手し、(5)により設計図書等を購入する。

イ 端末機利用者は、契約課に設置する入札端末機により、複写承認書を入手し（この場合、複写承認書を入手できる期間終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。）、(5)により設計図書を購入する。

(5) 上記(4)ア後段及び(4)イにより当該工事に係る設計図書等を購入しようとする者は、前項で入手した複写承認書を、上記(4)の期間内に次の設計図書等の販売業者に提示して購入すること。

(設計図書等の販売業者)

株式会社平安光業

京都市中京区間之町通御池上ル高田町503 花柳ビル1F

(電話075-231-1177)

想定販売金額 11,200円(A4コピー560枚)

(6) 入札を行う者は、工種ごとの一件当たりの設定単価（以下「設定単価」という。）、当該設定単価に予定数量を乗じた工種ごとの金額（以下「価格」という。）及び価格の合計金額（以下「総価」という。）を記載した単価表（以下「単価表」という。）を作成しなければならない。ただし、単価表の様式は本市の指定様式とする。

(7) 入札金額は、総価の額を入力すること。

(8) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

(9) 入札期間

平成28年3月1日（火）、2日（水）及び3日（木）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(10) 予定価格及び最低制限価格

予定価格（総価）34,785,362円（消費税及び地方消費税を含まない。）

最低制限価格については、落札者を決定した日に公表する。

(11) 入札参加資格確認申請書等の提出

入札者は、次の書類を提出しなければならない。

なお、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

イ 共同企業体の構成員全ての建設業法に基づく許可通知書又は証明書の写し

ウ 共同企業体の構成員全ての直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

なお、3(1)カの雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入又は適用除外の確認についても、これをもって行うものとする。

エ 配置予定技術者名簿（用紙交付）

3(1)エに示す技術者を記載し、その資格を証明する書類の写し又は監理技術者資格者証（表面及び裏面）の写し及び監理技術者講習修了証（表面）の写し（どちらも開札日において有効なものに限る。）並びに雇用関係があることを証明し得る書類（健康保険証等）の写しを添付すること。ただし、京都市競争入札参加資格確認・格付申請書類提出期間（郵送：平成28年2月1日～10日、持参：平成28年2月16日～19日）に本市に提出した技術者経歴書に記載された技術者である場合には資格を証明する書類等の写しの添付を不要とする。

なお、実際に工事現場へ配置する技術者は当該名簿に記載された者の中から選任することとするが、申請書提出日以降に雇用した技術者については、3(1)エの資格を有している場合に限り配置できることとする。

オ 地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書（用紙交付）

カ 地域維持型建設共同企業体協定書（甲）の写し

国土交通省が示す様式とする。

キ 単価表（用紙交付）

単価表に記載する設定単価は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額とし、必ず「整数」とすること。

(12) 入札参加資格確認申請書等の交付

本件入札の公告日から入札期間終了まで、契約課のホームページ（ホームページのアドレス <http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/>）及び契約課に設置する公告閲覧専用端末機に入札公告と併せて入札参加資格確認申請書、配置予定技術者名簿、地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書、単価表及び総合評価に係る技術資料提出書を掲示するので、契約課のホームページ又は契約課に設置する公告閲覧専用端末機から当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判の帳票として印刷し使用すること。ただし、公告閲覧専用端末機による交付期間及び交付時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除き、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(13) 入札参加資格確認申請書等は次の方法により提出すること。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office2007で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Reader8.0で扱えること。）にして添付すること。（添付できるデータは1ファイルのみであるので、入札参加資格確認申請書等を一つのファイルにして添付すること。）

イ 端末機利用者の場合

入札参加資格確認申請書等を封入、封かんし、封筒表面には入札番号、工事名及び工事場所のみを記載して、(9)の入札期間内に2の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

(14) 技術資料の提出

総合評価に係る技術資料等については、5(1)に記載のとおり提出すること。

5 総合評価の手続

総合評価は、次の手続により行う。

(1) 技術資料等の提出

必要事項等について記載漏れのないよう留意したうえで、技術資料等を封入、封かんし、封筒表面には、入札番号、工事名及び工事場所のみを記載すること。



なお、4(2)の入札案件において、同時に複数の案件に参加申請を行う場合であっても、提出する技術資料等は1部のみとする。ただし、この場合、封筒表面には参加申請を行う案件全ての入札番号、工事名及び工事場所を記載すること。

ア 提出期間

4(9)に記載する入札期間

イ 提出場所

2の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

(2) ヒアリングの実施

提出された技術資料等の内容に関するヒアリング（以下「ヒアリング」という。）を実施することがある。ヒアリングを実施する場合は、別途通知する。

なお、ヒアリングに特別な理由なく応じなかった場合は、入札を無効とする。

(3) 技術資料等の評価

入札期間終了後、開札予定日までの間に、落札者決定基準に定めるところにより総合的に評価する。

6 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

平成28年3月11日（金）午前9時

(2) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内で入札を行った者のうち、技術資料等の評価による得点を入札価格で除すことによって得た数値（以下「総合評価点」という。）の最も高い者について、入札参加資格の確認を行う。

確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、その者の次に総合評価点が高い者について、入札参加資格の確認を行う。

(3) 落札者の決定

予定価格の範囲内で入札を行い、最も高い総合評価点を得た者のうち、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者の評価内容によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合、著しく不相当である

と認められるときは、その者の次に総合評価点が高い者を落札者とすることがある。

また、最も高い総合評価点を得た者が二者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。

#### (4) 入札参加資格の取消し等

入札参加資格を確認する前に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格は認めない。また、入札参加資格の確認後、落札決定までの間に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消す。

ア 規則第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

ウ 要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けたとき。

エ 契約課が実施した当該種目における一般競争入札（共同企業体による入札及び本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む。）に応札し、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき。

オ 5(1)に示す技術資料等について、落札者決定基準に示す欠格事項に該当するときのほか、提出期間内に必要事項等について記載漏れのないものを提出しなかったとき。

カ その他市長が特に入札参加資格を有することが不適當であると認めたとき。

#### (5) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあっては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日の午後1時から契約課のホームページにおいて公表し、併せて2の場所で閲覧に供する。

なお、開札日に落札者を決定しないときは、全ての入札者の商号（法人にあっては名称）及び入札金額等を、開札日の翌開庁日の午後1時から落札結果の公表までの間、契約課のホームページにおいて公表し、併せて2の場所で閲覧に供する。

#### (6) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して2日後（日数の計算に当たっては、休日を除く。）の午後5時までに、その旨を記載した書面を2の場所まで持参し、提出すること。

## 7 契約の締結

契約の締結は、単価による契約とする。契約単価は、落札者が提出した単価表に記載した総価の額を予定価格で除した値に予定単価を乗じた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）に100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

## 8 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

免除する。

### (2) 契約保証金

免除する。

## 9 入札の無効

規則第6条の2各号に該当する入札は無効とする。

## 10 予算不成立の場合の無効

本件契約に係る予算については、落札決定の日において、まだ成立していないため、契約の相手方となる者は、まず本市と仮契約を締結し、予算について議会の議決があった後に本契約を締結するものとする。

なお、予算について議会の議決がなかった場合は、本公告は無効とし、当該仮契約は解除する。この場合において、本件入札のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、その費用を本市に請求することはできない。

## 11 その他

(1) 本件入札は、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受けるものではない。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 本公告に関する問合せ先 2の問合せ先に同じ。

(5) 設計図書の内容や積算に関する質問は禁止する。

(6) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が1,500,000円未満である場合を除く。

なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。

(7) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企

業の中から選定するよう努めること。また、工事に係る資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。

## (単価契約) 公共土木施設補修等工事及び業務委託 (北部土木事務所)

## 工種, 予定数量及び予定単価一覧表

(単位: 円)

| 工種                            | 規格    | 単位             | 予定数量 | 予定単価 (円)<br>(税抜) |
|-------------------------------|-------|----------------|------|------------------|
| 01 舗装打換え工As-25・B-3 (昼間)       | 人力/車道 | m <sup>2</sup> | 50   | 33,703           |
| 02 舗装打換え工As-25・B-3 (夜間)       | 人力/車道 | m <sup>2</sup> | 20   | 42,380           |
| 03 舗装打換え工As (改質Ⅱ)-25・B-3 (昼間) | 人力/車道 | m <sup>2</sup> | 50   | 34,074           |
| 04 舗装打換え工As (改質Ⅱ)-25・B-3 (夜間) | 人力/車道 | m <sup>2</sup> | 20   | 43,333           |
| 05 舗装打換え工As (排水性)-25・B-3 (昼間) | 人力/車道 | m <sup>2</sup> | 50   | 34,615           |
| 06 舗装打換え工As (排水性)-25・B-3 (夜間) | 人力/車道 | m <sup>2</sup> | 20   | 43,809           |
| 07 舗装打換え工As-17・B-3 (昼間)       | 人力/車道 | m <sup>2</sup> | 30   | 24,594           |
| 08 舗装打換え工As-17・B-3 (夜間)       | 人力/車道 | m <sup>2</sup> | 10   | 31,379           |
| 09 舗装打換え工As-9・B-3 (昼間)        | 人力/車道 | m <sup>2</sup> | 300  | 15,593           |
| 10 舗装打換え工As-9・B-3 (夜間)        | 人力/車道 | m <sup>2</sup> | 20   | 20,000           |
| 11 舗装打換え工As-5・B-3 (昼間)        | 人力/車道 | m <sup>2</sup> | 10   | 9,892            |
| 12 舗装打換え工As-7・B-3 (昼間)        | 人力/歩道 | m <sup>2</sup> | 20   | 13,333           |
| 13 舗装打換え工As-7・B-3 (夜間)        | 人力/歩道 | m <sup>2</sup> | 10   | 17,692           |
| 14 舗装打換え工As-5・B-3 (昼間)        | 人力/歩道 | m <sup>2</sup> | 10   | 9,583            |
| 15 舗装打換え工As-5・B-3 (夜間)        | 人力/歩道 | m <sup>2</sup> | 10   | 12,602           |
| 16 舗装打換え工As-4・B-3 (昼間)        | 人力/歩道 | m <sup>2</sup> | 50   | 8,518            |
| 17 舗装打換え工As-4・B-3 (夜間)        | 人力/歩道 | m <sup>2</sup> | 10   | 10,952           |
| 18 (空洞) 舗装打換え工As-25 (昼間)      | 人力/車道 | m <sup>2</sup> | 10   | 32,142           |
| 19 (空洞) 舗装打換え工As-25 (夜間)      | 人力/車道 | m <sup>2</sup> | 20   | 40,909           |
| 20 (空洞) 舗装打換え工As-17 (昼間)      | 人力/車道 | m <sup>2</sup> | 10   | 23,000           |
| 21 (空洞) 舗装打換え工As-17 (夜間)      | 人力/車道 | m <sup>2</sup> | 20   | 28,750           |
| 22 (空洞) 埋戻しRM-30 (昼間)         | 小規模   | m <sup>3</sup> | 5    | 13,333           |
| 23 (空洞) 埋戻しRM-30 (夜間)         | 小規模   | m <sup>3</sup> | 10   | 16,851           |
| 24 (空洞) 埋戻し山砂 (昼間)            | 小規模   | m <sup>3</sup> | 5    | 16,727           |

## 別表

| 工種                      | 規格                | 単位             | 予定数量 | 予定単価(円)<br>(税抜) |
|-------------------------|-------------------|----------------|------|-----------------|
| 25 (空洞)埋戻し山砂(夜間)        | 小規模               | m <sup>3</sup> | 10   | 20,444          |
| 26 オーバーレイ工As-5(昼間)      | 人力/車道             | m <sup>2</sup> | 200  | 6,092           |
| 27 オーバーレイ工As-5(夜間)      | 人力/車道             | m <sup>2</sup> | 20   | 7,540           |
| 28 オーバーレイ工As(改質Ⅱ)-5(昼間) | 人力/車道             | m <sup>2</sup> | 100  | 6,715           |
| 29 オーバーレイ工As(改質Ⅱ)-5(夜間) | 人力/車道             | m <sup>2</sup> | 20   | 8,141           |
| 30 オーバーレイ工As-3(昼間)      | 人力/車道             | m <sup>2</sup> | 100  | 4,670           |
| 31 オーバーレイ工As-3(夜間)      | 人力/車道             | m <sup>2</sup> | 20   | 6,013           |
| 32 オーバーレイ工As-3          | 人力/歩道             | m <sup>2</sup> | 20   | 4,423           |
| 33 舗装版切断工15cm以下(昼間)     | t ≤ 15 cm         | m              | 200  | 1,304           |
| 34 舗装版切断工15cm以下(夜間)     | t ≤ 15 cm         | m              | 30   | 1,660           |
| 35 舗装版切断工30cm以下(昼間)     | 15 cm < t ≤ 30 cm | m              | 100  | 2,110           |
| 36 舗装版切断工30cm以下(夜間)     | 15 cm < t ≤ 30 cm | m              | 30   | 2,621           |
| 37 インターロッキングブロック工(一般部)  | 人力/歩道             | m <sup>2</sup> | 20   | 10,222          |
| 38 インターロッキングブロック工(乗入部)  | 人力/歩道             | m <sup>2</sup> | 20   | 10,337          |
| 39 切削工10cm以下(昼間)        | 全面 t ≤ 10 cm      | m <sup>2</sup> | 50   | 2,358           |
| 40 切削工10cm以下(夜間)        | 全面 t ≤ 10 cm      | m <sup>2</sup> | 20   | 3,432           |
| 41 切削工5cm以下(昼間)         | 全面 t ≤ 5 cm       | m <sup>2</sup> | 100  | 1,858           |
| 42 切削工5cm以下(夜間)         | 全面 t ≤ 5 cm       | m <sup>2</sup> | 20   | 2,591           |
| 43 切削工3cm以下(昼間)         | 帯状 t ≤ 3 cm       | m <sup>2</sup> | 50   | 1,267           |
| 44 切削工3cm以下(夜間)         | 帯状 t ≤ 3 cm       | m <sup>2</sup> | 20   | 1,745           |
| 45 街渠板工                 | Ⅱ型                | m              | 10   | 18,775          |
| 46 L型街渠工(京都市型1号)        | 市型1号              | m              | 10   | 23,589          |
| 47 L型街渠工(京都市型2号)        | 市型2号              | m              | 30   | 20,444          |
| 48 L型街渠工(京都市型3号)        | 市型3号              | m              | 10   | 18,200          |
| 49 歩車道境界工(A種一般部)        | A-Ⅱ               | m              | 5    | 14,153          |
| 50 歩車道境界工(A種乗入部)        | A-Ⅱ               | m              | 10   | 13,333          |
| 51 歩車道境界工(B種一般部)        | B-Ⅱ               | m              | 5    | 18,039          |

## 別表

| 工種                          | 規格                 | 単位             | 予定数量 | 予定単価(円)<br>(税抜) |
|-----------------------------|--------------------|----------------|------|-----------------|
| 5 2 歩車道境界工 (B種乗入部)          | B-II               | m              | 10   | 15,166          |
| 5 3 地先境界ブロック工               | JIS B              | m              | 5    | 11,948          |
| 5 4 薄層カー舗装工                 |                    | m <sup>2</sup> | 10   | 16,727          |
| 5 5 雨水枳工                    | 2号                 | 箇所             | 5    | 29,032          |
| 5 6 街渠枳工(細目)                | グレーチング蓋<br>400×500 | 箇所             | 5    | 70,000          |
| 5 7 街渠枳工(並目)                | グレーチング蓋<br>400×500 | 箇所             | 5    | 60,666          |
| 5 8 特殊ブロック工                 | 点状・線状              | m <sup>2</sup> | 15   | 27,878          |
| 5 9 L型街渠現場打工(京都市型1号)        | 市型1号               | m              | 10   | 36,800          |
| 6 0 L型街渠現場打工(京都市型2号)        | 市型2号               | m              | 30   | 32,142          |
| 6 1 現場打側溝蓋工(内幅W=300)        | 内幅W=300            | m              | 5    | 19,782          |
| 6 2 現場打側溝蓋工(内幅W=400)        | 内幅W=400            | m              | 5    | 24,324          |
| 6 3 現場打側溝蓋工(内幅W=500) 10t 未満 | 内幅W=500            | m              | 5    | 32,500          |
| 6 4 現場打側溝蓋工(内幅W=500) 2t 未満  | 内幅W=500            | m              | 5    | 29,677          |
| 6 5 植樹枳工(第1種)               | 第1種                | 箇所             | 5    | 41,363          |
| 6 6 植樹枳工(第2種)               | 第2種                | 箇所             | 5    | 54,375          |
| 6 7 板石補修工                   | モルタル充填             | m <sup>2</sup> | 4    | 52,941          |
| 6 8 カラー路面標示工                | W=20cm             | m              | 50   | 1,961           |
| 6 9 区画線工 実線・ゼブラ, W=15cm     | 昼間, 標準舗装           | m              | 500  | 676             |
| 7 0 区画線工 実線・ゼブラ, W=15cm     | 昼間, 排水性舗装          | m              | 50   | 814             |
| 7 1 区画線工 実線・ゼブラ, W=30cm     | 昼間, 標準舗装           | m              | 100  | 1,243           |
| 7 2 区画線工 実線・ゼブラ, W=30cm     | 昼間, 排水性舗装          | m              | 50   | 1,491           |
| 7 3 区画線工 実線・ゼブラ, W=45cm     | 昼間, 標準舗装           | m              | 100  | 1,614           |
| 7 4 区画線工 実線・ゼブラ, W=45cm     | 昼間, 排水性舗装          | m              | 50   | 2,500           |
| 7 5 区画線工 破線, W=15cm         | 昼間, 標準舗装           | m              | 100  | 702             |
| 7 6 区画線工 破線, W=15cm         | 昼間, 排水性舗装          | m              | 50   | 844             |
| 7 7 区画線工 破線, W=30cm         | 昼間, 標準舗装           | m              | 50   | 1,277           |
| 7 8 区画線工 破線, W=30cm         | 昼間, 排水性舗装          | m              | 50   | 1,533           |

## 別表

| 工種                        | 規格               | 単位             | 予定数量 | 予定単価(円)<br>(税抜) |
|---------------------------|------------------|----------------|------|-----------------|
| 79 区画線工 破線, W=45cm        | 昼間, 標準舗装         | m              | 50   | 1,625           |
| 80 区画線工 破線, W=45cm        | 昼間, 排水性舗装        | m              | 50   | 2,527           |
| 81 区画線工 矢印・文字・記号, 15cm 換算 | 昼間, 標準舗装         | m              | 240  | 1,625           |
| 82 区画線工 矢印・文字・記号, 15cm 換算 | 昼間, 排水性舗装        | m              | 30   | 2,527           |
| 83 区画線消去                  | 昼間, 削り取り式        | m              | 100  | 1,140           |
| 84 崩土撤去工                  | 小規模土工            | m <sup>3</sup> | 50   | 13,529          |
| 85 大型土のう工                 | 購入土<br>依存・積立     | 袋              | 40   | 15,081          |
| 86 土のう工                   | 購入土<br>依存・積立     | 袋              | 40   | 1,564           |
| 87 土のう工 (セメント含む)          | セメント25%<br>依存・積立 | 袋              | 20   | 2,266           |
| 88 夜間休日応急処理業務             |                  | 回              | 58   | 60,000          |
| 89 交通誘導員 (A) (昼間)         |                  | 人              | 3    | 21,395          |
| 90 交通誘導員 (A) (夜間)         |                  | 人              | 2    | 32,142          |
| 91 交通誘導員 (B) (昼間)         |                  | 人              | 3    | 17,358          |
| 92 交通誘導員 (B) (夜間)         |                  | 人              | 2    | 26,000          |

(行財政局財政部契約課)